

恵那市教育環境等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 急速な少子化に伴う児童及び生徒の人数の減少等の状況を踏まえ、恵那市立小学校及び中学校におけるより良い教育環境の整備及び充実を検討するため、恵那市教育環境等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市南地区の望ましい学校教育環境に関する事その他学校の教育環境に関し必要な事項について検討し、その結果を恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域自治区を代表する者
- (3) 地域学校協働活動推進員（恵那市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和3年恵那市教育委員会告示第5号）の定めにより選出された者をいう。）を代表する者
- (4) 恵那市PTA連合会を代表する者
- (5) 恵那市こども園保育園保護者会連合会を代表する者
- (6) 小学校校長会を代表する者
- (7) 中学校校長会を代表する者
- (8) こども園園長会を代表する者
- (9) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が

議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。